

山形県緊急誘客対策事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、やまがた観光キャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施する「山形県緊急誘客対策事業」業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務に関する事項

（１）業務名

「山形県緊急誘客対策事業」業務委託

（２）目的

本事業は、山形新幹線の一部運休により落ち込んだ観光需要の回復のため、県内宿泊施設の料金割引キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施し、県内の観光需要喚起を図ることを目的とする。

（３）業務内容

「業務委託基本仕様書」のとおり。（以下「仕様書」という。）

（４）委託期間

契約締結の日から令和８年２月２７日（金）まで

（５）提案上限額

20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額には割引相当分の原資として、9,000 千円以上を見込むこと。

2 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集（以下「公募型プロポーザル」という。）し、優れた提案を示すとともに、必要な能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

3 応募に関する事項

本公募型プロポーザルに応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

（１）単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該県の税の滞納がないものと見做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力

団をいう。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

⑧ やまがた観光キャンペーン推進協議会の会員であること。

(2) 共同企業体

① 各構成員が(1)①から⑧に掲げるすべての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体は、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

③ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

④ 次の事項を定めた協定書を締結していること。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

① 参加申込書（様式第 1 号） 1 部

② 事業者概要書（様式第 2 号） 1 部

（添付書類）

※1 「類似業務の実績」の記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し 各 1 部

※2 会社概要等がわかるパンフレット等 8 部

※3 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各 1 部

- ※4 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。 次のア及びイ各1部
ただし、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。
- ア 山形県税
山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。）
- イ 消費税及び地方消費税
消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。
- ※5 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し 1部
- ※6 委任状
- ・法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合（ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く）に提出すること。
 - ・様式第3号及び実印の印鑑証明
- ※7 暴力団排除に関する誓約書
- ※8 ※3～7の書類については、山形県会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。
- ※9 ※3～5に定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。
- ③ 企画提案書（任意様式）8部
- ・企画提案書の提出は1者1案とする。
 - ・企画提案書はA4判（片面印刷）の20頁以内（表紙を含む）とし、ダブルクリップで綴じること。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。白黒、カラーは問わない。
 - ・企画提案書には、仕様書を踏まえ下記の事項を以下の順番で記載すること。
 - （ア）キャンペーン参加事業者（仕様書5（1）①の「キャンペーン参加事業者」をいう。以下同じ）の募集方法
 - （イ）キャンペーン参加事業者に対する支払い方法及び精算方法
 - （ウ）キャンペーンのスキーム（業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）、執行状況の把握方法を記載すること）
 - （エ）キャンペーン参加事業者との調整方法
 - （オ）キャンペーンの広報・プロモーションに関すること
 - （カ）業務履行スケジュール
 - ・参加事業者の集約から決定までのスケジュール
 - ・キャンペーン開始までのスケジュール
 - ・キャンペーン開始後の参加事業者への支払いと精算のスケジュール
 - （キ）見積書（任意様式）
 - ・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
 - ・当業務にかかる企画費、取材経費（交通費・宿泊費等）、人件費、制作諸費、編集費、諸経費等、必要と見込まれる経費はすべて計上すること。
 - ・見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。

(2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）

令和7年8月21日（木）午後5時

- ② 企画提案書

令和7年8月25日（月）午後5時

(3) 提出先

「10 担当」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録の証跡が残る方式に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

5 企画提案書作成等に関する質問・問い合わせについて

- (1) 企画提案書に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うこと。

- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「山形県緊急誘客対策事業への問合せ」として、「10 担当」あてに送信すること。

- (3) 質問書の受付期間

令和7年8月18日（月）午後5時までとする。

- (4) 質問書への回答

質問書への回答は、山形県ホームページ上募集要項掲載ページにて令和7年8月20日（水）までに掲載する（掲載日が異なる場合もある）。ただし、各提案者の独自企画に関するものについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付けない。

6 最優秀提案者の決定について

- (1) 審査方法、選定方法等

- ・ 提案者は、協議会が設置する「「山形県緊急誘客対策事業」業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、企画内容についてプレゼンテーションを実施する。詳細は提案者あて別途通知する。ただし、場合によっては書類審査とすることもある。その場合は、別途提案者あて連絡する。
- ・ 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
- ・ 協議会は審査会を経て、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を決定する。提案者が一者のみの場合でも審査員評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。なお、提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

- (2) 審査会の開催

期日 令和7年8月下旬（予定）

※開催日時及び場所等の詳細は別途提案者あて連絡する。

- (3) プレゼンテーションの実施方法

- ① 時間は1者20分（プレゼンテーション10分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案

者数に応じて変更する場合がある。

② 出席人数は1者3名以内とする。

③ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。説明資料は、上記4（1）③により事前に提出された企画提案書に限定する。

（4）審査基準

別紙「審査項目・基準及び配点表」のとおり

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

（1）受託者の決定

最優秀提案者を優先交渉者とし、協議会と最優秀提案者で協議を行い、予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

（2）契約書の作成

協議会と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。

（3）支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、割引相当分の前払いは、必要に応じて前払いをすることができる。

（4）その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、発注会と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

（1）企画審査会の開催 8月下旬

（2）審査結果の通知 8月下旬

（3）契約締結 9月上旬

9 その他

（1）この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

（2）企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。

（3）提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

（4）提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。

（5）採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。

（6）企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに書面にて申し出ること。

（7）募集及び契約については、協議会の都合により中止又は契約額の変更を行う場合がある。

10 担当

やまがた観光キャンペーン推進協議会事務局

（山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 観光プロモーション担当）

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2580

E-mail: ykanko#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。